

除染適正化推進本部の設置について

平成 25 年 1 月 7 日

1. メンバー

本部長 井上副大臣

副本部長 秋野大臣政務官、事務次官

部 員 水・大気環境局長、除染担当審議官、
福島除染推進チーム長、福島環境再生事務所長、
秘書課長、会計課長、政策評価広報課長、
放射性物質汚染対策担当参事官、放射性物質汚染
対処特措法施行チーム法施行総括チーム長代理

事務局 放射性物質汚染対策担当参事官室

2. 事務の内容

(1) 事実関係確認のための調査

(2) 適正な除染の推進方策の検討

- ・ 関係事業者による責任施工の徹底
- ・ 通報等への対応
- ・ 監視・監督体制